

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画（仮称）」（案）に対する意見書

2008年11月27日

日本弁護士連合会

1 行動計画の定め方、策定手続についての意見

(1) はじめに

政府は「犯罪に強い社会の実現のための新たな行動計画」(案)(以下「行動計画案」という。)を首相官邸のホームページに本年11月17日付で公表し、パブリックコメントの募集を行った。

この行動計画案の内容は広範であり、今後の政府の犯罪対策について大きな影響を及ぼすものとなっている。しかし、このような重要な行動計画案が策定され、パブリックコメントの募集がなされていることについては、当連合会にも通知がなかったし、報道機関においても報道はなされておらず、ホームページ掲載以上の周知措置が採られた形跡はない。

この行動計画案の内容についての個別の意見を述べる前に、このような重要な政策をとりまとめる際の民主主義社会における合意形成の在り方について意見を述べたい。

(2) 日弁連「人権保障を通じて自由で安全な社会の実現を求める宣言」とあるべきテロ・犯罪対策立案の手続

当連合会は、第50回人権擁護大会における「人権保障を通じて自由で安全な社会の実現を求める宣言」(2007年11月2日)

(http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/hr_res/2007_1.html)において、犯罪やテロの防止のための「施策は、国家権力の行使は謙抑的であることを求め、保護されるべき法益の侵害又はその具体的危険性が生じて初めて、一定の人権の制約が認められるという立憲主義的な人権保障の枠組みを、テロや犯罪の防止ないしは安全という名の下に突き崩すこととなりかねない。また、国が、市民生活の細部にまで立ち入って個人の情報を取得・統合して個人の生活や思想を監視することを許すことにもなり、プライバシー権が侵害されたり、監視や規制をおそれる結果、民主主義社会を支える言論・表現の自由を萎縮させることとなる。さらに、地域社会における、多様性や寛容性が否定されて社会の分裂がもたらされるおそれもある。」「テロや犯罪を生まない社会の実現を目指さなければならないことは言うまでもない。しかし、国際社会で確立された基本的人権の保障は、それが世界における正義及び平和の基礎であるからこそ、承認されてきたものである。また、犯罪の背景には、差別や貧困、少年時の被虐待経験などが存在し、テロについても、差別や貧困、言論・表現の自由の保障を基礎とする民主的政治過程の欠落などと深い関係がある。したがって、テロや犯罪の根絶のためにも、社会への監視を強める結果、外国人などの少数者を疎外して相互不信の連鎖を招くのではなく、自由権をはじめとする人権の保障を徹底するこ

とを通じてすべての人の共生を実現することこそが、今、求められている。」とし、「当連合会は、国及び地方自治体がテロや犯罪の防止のためであるとして進める施策について、基本的人権の尊重と自由の保障が劣位なもの、副次的なものとして扱われたり、精神的自由などが萎縮させられたりしないように構想され、取り組まれるべきであるとの見地から」「テロや犯罪の防止のために必要であるとする施策について、どのような法益が、どのような具体的蓋然性をもって危険にさらされているのかを客観的に分析して真に必要な施策であるかを判断し、必要があるとしても人権の制約が必要最小限かつ明確な基準によるものかなどを厳しく吟味すること」を強く求めている。

さらに、その提案理由においては、「テロや犯罪の防止のために緊急かつ具体的な何らかの措置が必要である、と政策判断される場合にあっては、その措置は、基本的人権や自由が最大限保障される仕組みの下で構想されなければならない。テロ対策の名目であれば当然に目的の正当性が認められ、施策の内容を検討することを許さないという姿勢を排して、具体的に、どのような法益が、どのような蓋然性で侵害されようとしているのかを、客観的事実に基づいて検証をしなければならない。犯罪対策についても、『体感治安の悪化』などの抽象的な基準ではなく、具体的に発生している犯罪の罪種、その発生についての認知の方法、認知件数などを分析し、真に必要な施策か否かを検討すべきである。

また、思想良心の自由・表現の自由などの人権の、とりわけ政治過程における重要性に鑑み、必要最小限の制約であるか、テロ対策の規制対象となる行為などの定義を含めて明確な基準を設けているかなどの厳格な審査基準を適用すべきである。また、拷問等禁止条約などによって保障される、拷問を受けない権利や迫害を受けるおそれのある地域への送還禁止原則（ノン・ルフールマン原則）などの絶対不可侵の権利の侵害のないことなど、その合憲性、適法性が厳しく吟味されなければならない。」としている。

（３）根拠の明示と国会・市民セクターの意見を真に反映できる手続の保障を

本行動計画案に盛り込まれている政策の中には、「振り込め詐欺の防止」や「刑務所出所者等の再犯防止」など、当連合会と方向性を共通にする部分も認められる。他方で、市民のプライバシーの侵害、表現の自由の制限につながるとして強く反対してきた立法・政策も含まれている。問題は、これらの施策を必要とする根拠が具体的な事実の裏付けをもって説明されていない点が多く見受けられるということである。犯罪対策の強化は市民の自由の制約を伴うことは必然である。施策の必要性和有効性さらには弊害についてのバランスの取れた分析に基づいて、どの範囲でどのような政策を採ることが望ましいかを、政府内でも開かれた審議会などの場で討論し、また国会の関連委員会での審議にも供して意見を求め、一定の議論が公開されている状況をもとに、市民のパブリックコメントを求めるなどの措置が不可欠である。

ところが、本行動計画案については、その策定経過において、公開の審議会で議論された形跡もなく、国会や弁護士会、市民団体の意見を聞いたこともない。そして、わずか１

0日ほどのパブリックコメントによって、このような重大な計画を政府として決定することは、民主主義社会における市民の基本的な人権と密接に関連する犯罪対策の在り方を定める方法として、あまりにも拙速であると言わざるを得ない。

当連合会として、現段階での意見をとりまとめて、この計画に対してとりあえずの意見を述べることにするが、今後の計画策定の経過において、更なる市民の意見の反映の機会を保障するように強く求めるものである。

2 各事項に対する意見（当連合会として意見がある項目のみ記載）

第1 身近な犯罪に強い社会の構築（1頁）

1 防犯ボランティア活動等の促進

防犯ボランティア団体に対する支援等の充実

防犯ボランティア団体の活動を社会に定着させ、更なる発展を図るため、関係行政機関の連携を一層強化し、防犯ボランティア団体に対する経済的支援、及び犯罪や防犯等に関する情報提供の充実を図るとともに、ポータルサイトの活用等を通じ、防犯ボランティア団体間における好事例等の情報共有を促進することにより、防犯ボランティア活動の質の向上を図る。また、あらゆる機会をとらえた広報啓発活動等の実施により、更なる防犯ボランティア活動への参加促進を図るとともに、安全・安心なまちづくりの日関連行事の継続的な実施を始めとした防犯ボランティア団体の更なる士気高揚策を検討する。

地方公共団体による自主防犯活動に対する支援の充実

安全・安心まちづくり条例の制定促進等を通じ、防犯ボランティアのリーダー育成や防犯ボランティアが安心して活動できる環境づくりを含め地方公共団体による自主防犯活動に対する支援の充実方策について検討する。

的確な犯罪情報・地域安全情報の提供

自主防犯活動の更なる活性化を図るため、犯罪の発生状況や防犯対策を講ずる上で参考となる具体的な情報等をウェブサイトや電子メール等の多様な媒体を活用して、即時に、かつ、分かりやすく提供する。また、危険を予測する能力を高めるとともに、地域の連帯感を強めるため、地域安全マップの更なる普及を図るとともに、適切な作成方法の啓発を推進する。

企業等による自主的な犯罪抑止対策の促進

企業が、自らに直接関係する犯罪の防止に向けて取り組むとともに、地域社会の一員として、地域の企業従業員及び住民による犯罪抑止活動を支援するなど、安全で安心な社会の実現に向けた取組を行うことを、経済団体等と連携しながら促進する。

行政機関による市民の自主的な防犯活動への支援に当たって、警察が市民生活に入り込んで情報を得たりすることや、市民の行動を相互監視することを促すような活動を行うことについては、警察活動が犯罪捜査などにおける強制力の行使に結びつく権力作用であることに鑑み、また、市民のプライバシー権を保障するためにも、適切な規制をすることが必要である。

他方、地域における犯罪の防止のためには、多様性や寛容性を確保し、すべての人々が共生することができる社会を実現することが肝要であり、差別や偏見などの障壁を取り除き、社会保障を充実させ、教育・医療などの施策を人的・物的に拡充することが必要であるとの視点を入れるべきである。

この点、前記の当連合会の第50回人権擁護大会の「人権保障を通じて自由で安全な社会の実現を求める宣言」(http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/hr_res/2007_1.html)を参照されたい。

また、行動計画案では、「犯罪の発生状況や防犯対策を講ずる上で参考となる具体的な情報等をウェブサイトや電子メール等の多様な媒体を活用して、即時に、かつ、分かりやすく提供する」としている。

しかしながら、そもそも実際に犯罪が発生したかどうか、誰が犯人であるか等が未確定な段階で特定の個人を識別し得る情報を提供するようであれば、その個人が重大な不利益を被る危険性がある。よって個人識別がなされうるような情報の提供は原則として行わないこととするなど慎重な検討が必要である。

2 犯罪に強いまちづくりの推進

官民協働による犯罪の発生しにくいまちづくりの推進（2頁）

地方公共団体、地域住民、事業者等から成るまちづくり協議会等の各種取組の活性化、中小商業活力向上事業、農山漁村活性化プロジェクトに関する財政支援の活用等により、まちづくりの一環として、繁華街・歓楽街の再生を図るほか、道路、公園、商店街、駅、大規模集客施設、金融機関等について、犯罪抑止に配慮した環境設計の導入や防犯カメラ等の防犯機器、刺股等の防御資機材等の設置を促進するとともに、これらの管理者等への防犯指導を行う。また、防犯性能の高い建物部品（CP部品）の更なる普及促進等により、防犯に配慮した共同住宅や戸建て住宅の普及を図る。なお、街頭防犯カメラの設置に当たっては、個人のプライバシーにも配慮しつつ、効果的な設置・運用の在り方について検討する。あわせて、生活安全産業としての警備業の質の向上を図る。

個人の住まいへの防犯カメラ等の普及促進（2頁）

犯罪から平穏な生活を守るため、個人住宅等における防犯カメラ、犯罪に強い性能を有する製品の普及に向けた地方公共団体による自主防犯活動に対する支援方策につ

いて検討する。

街頭の防犯カメラや、公道等をのぞむことのできる個人住宅の防犯カメラ等の設置方法、そこで取得した映像の警察等への提供の方法、保管期間などについて、公道や店舗内などに於ける肖像にもプライバシー権の保障が及ぶ。他方、「防犯カメラ」の防犯効果を実証的に明らかにした研究もないことに鑑み、プライバシー権の侵害とならないよう、その防犯上の効果や必要性についての実証的な検討も行いながら適切な法的規制を行うべきである。

この点、京都府学連事件最高裁判決（最高裁1969年12月24日判決）は、現に犯罪が行われた後間がない場合であって、しかも証拠保全の必要性及び緊急性があり、かつその撮影が一般的に許容される限度を超えない相当な方法をもって行われるときに限定してデモ参加者の撮影が許容されるとしていることも参考として基準を定めるべきである。

学校における防犯活動の推進（2頁）

退職警察官等から成るスクールガード・リーダー及びスクールサポーターの導入を促進し、スクールガード・リーダーによる各学校やボランティア等の指導を充実させるとともに、警察、スクールサポーター、学校等が連携の上、地域安全情報のきめ細かな収集・提供、非行防止・犯罪被害防止教室や防犯教室の開催、問題を抱えた少年への対応等をよりの確に実施する。

行動計画案では、「地域安全情報のきめ細やかな収集・提供」を行うとしている。

しかし、そもそも実際に犯罪が発生したかどうか、誰が犯人であるか等が未確定な段階で特定の個人を識別し得る情報を提供するようであれば、その個人が重大な不利益を被る危険性がある。よって個人識別がなされうるような情報の提供は行わないこととすべきである。

また、行動計画案では、「警察、スクールサポーター、学校等が連携の上・・・問題を抱えた少年への対応等をよりの確に実施する」としている。

この点、少年法においては触法少年についての調査規定を設けているところであるが（少年法6条の2）ぐ犯少年についての調査規定はない。よって、警察においてぐ犯少年について調査すること、情報収集することさえ違法というべきである。よって、警察は、非行あるいは触法少年は別として学校等から情報収集をするべきものではない。

地域警察活動の強化（3頁）

交番勤務員の適切な配置、交番相談員の増員及び効果的な運用等により、交番勤務員の不在が常態化している「空き交番」が生じないようにするとともに、一時的に交

番に勤務員が不在となる場合であっても、パトカーの活用、緊急通報装置の整備等の補完措置を充実させるなど、治安情勢に対応した交番機能の強化を図る。また、初動警察活動の要たる警察通信指令の強化、地域警察官の各種職務執行に必要な技能に関する伝承教育等を推進し、警察官の職務執行力の向上に努めるとともに、犯罪の多発する時間帯・地域における街頭活動を強化し、秩序違反行為や軽微な犯罪についても適切な指導取締りを推進する。

警察権限の行使は強制力の行使等に結びつく権力的作用であることに鑑み、謙抑的であることが求められ、保護されるべき法益の侵害又はその具体的危険性が生じて初めて、警察権の行使による一定の人権の制約が認められるべきものである。このような立憲主義的な人権保障の枠組みを安易に崩すべきではなく、曖昧な基準のもとで「秩序」違反行為への指導を強化したり、軽微なマナー違反についてもこれを犯罪化して取締りの対象とすることは警察機関の市民生活への過剰な介入を招き、また刑事法規の著しい恣意的な適用を可能とするものであり、強く反対する。

3 振り込め詐欺対策の強化

振り込め詐欺の徹底検挙（４頁）

振り込め詐欺、振り込め詐欺を助長する犯罪の捜査体制の強化を図りつつ、携帯電話のGPS機能を利用した位置探索等有効な捜査手法の導入について検討し、組織的犯罪処罰法等の関係法令を駆使するなどして、事案の真相及び組織実態の解明を図り、振り込め詐欺グループの首謀者に至るまでの摘発検挙を徹底する。

行動計画案では、「携帯電話のGPS機能を利用した位置探索等有効な捜査手法の導入について検討」するとしている。

この点、携帯電話のGPS機能を利用した位置探索が安易に実施された場合には捜査対象者の私生活を丸裸にすることとなり、重大なプライバシー権侵害を招くことは明らかである。

よって、このような手法の採否は、当該手法の詳細について国民に情報を提供することを前提に、国民的議論の上決せられるべきである。

4 消費者の目線に立った生活経済事犯への対策の強化

ヤミ金融事犯対策の推進（５頁）

多重債務問題改善プログラムに基づき、ヤミ金融の撲滅を図るため、集中取締本部の設置によるヤミ金融取締りの充実強化等を図るとともに、関係省庁が連携して、相談窓口の整備強化、セーフティネット貸付け、金融経済教育の強化、関係法令の活用

等により、ヤミ金融被害対策を推進する。また、ヤミ金融に係る被害相談を受けた監督当局は、迅速に被害を抑止するため、状況に応じて、違法な貸付けや取立てを直ちに中止するよう電話による警告等を積極的に行う。

「非弁業者の取締りの強化」を盛り込んでいただきたい（詳細については、1999年5月21日付「多重債務者の救済と多重債務問題解決のための総合的施策を求める決議」を参照されたい。http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/ga_res/1999_3.html）。

5 子どもと女性の安全を守るための施策の推進

ストーカー・配偶者からの暴力対策の推進（6頁）

女性に対する暴力の加害者及び被害者となることを防止するため、若年層に対し配偶者や交際相手からの暴力の問題について考える機会を提供するなど関係機関が連携して予防啓発に努めるとともに、婦人相談所等における相談対応、一時保護等の措置を適切に行い、被害者を支援する。また、ストーカー事案や配偶者からの暴力事案に対して、ストーカー規制法に基づく措置、配偶者暴力防止法に基づく保護命令の発出等が迅速になされるよう被害者の立場に立った積極的な対応を推進する。

既に記載のストーカー・保護命令とともに、刑法犯への適切な対応も盛り込まれたい。

児童虐待防止対策の推進（6頁）

育児中の親の孤立化を防ぐため、家庭教育支援や地域における子育て支援を充実するとともに、乳児のいる家庭を訪問し子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、養育支援を特に必要とする家庭に対する適切な支援を推進する。また、児童虐待の早期発見・早期措置のため、市町村において関係機関が連携した子どもを守る地域ネットワークの設置促進・機能強化を図るとともに、学識経験者や退職警察官等の実務経験者の協力を得て、虐待を受けた児童の適切な保護、支援等及び家族の再統合を図る。

「学識経験者や退職警察官等の実務経験者の協力を得て、虐待を受けた児童の適切な保護、支援等及び家族の再統合を図る。」と書かれているが、学識経験者はともかく退職警察官が取り分けてこのように記載されていることには違和感があり、疑問である。

「保護、支援、再統合」に向けて、退職警察官がその職務経験を生かす場面があるとは考えにくい。一般的に、虐待問題に対して、援助ではなく「取締り」のような対応をすることは、かえって家庭が閉じてしまい、虐待が密室化していくので有効適切とは思えない。したがって、退職警察官は活用すべき社会資源としてふさわしいとはいえず、より適切な

社会資源を見出す努力を行うべきである。

児童ポルノ対策等の推進（6頁）

最新の技術を駆使した児童ポルノ事犯に対処するため、国際的な動向を踏まえ、捜査に携わる警察職員の技能水準の向上、体制や資機材の強化を図るとともに、インターネットを介して売買される児童ポルノの根絶を図るため、買受捜査を一層強化する。また、児童ポルノの排除に向けた国民運動を展開するとともに、国民の意識調査や諸外国の規制調査等を行い、児童ポルノに対する新たな規制について検討する。

児童ポルノ対策等の推進は必要であるが、児童ポルノの定義が主観的で曖昧なまま、処罰範囲だけを拡大することは危険である。また、単純所持の刑罰化については、権力の濫用のおそれもあり、被害の防止という観点からの実効性が期待できないまま安易に刑罰化することは反対である。

また司法面接（forensic interview：性的被害等の状況をうまく伝えることができない子どもや認知症の高齢者、知的障がい者を救済するために、専門家が面接して状況を聞き出し対応すること）の導入も含め、被害者保護の一層の充実を図る必要がある。

少年を取り巻く有害環境の浄化（6頁）

「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」や「全国青少年健全育成強調月間」において、「有害環境の浄化」を重点項目の一つとして、関係機関・団体と地域住民等とが相互に協力・連携を図りつつ各種取組を進めるとともに、有害環境の浄化を図るなどの各種取組を集中的に実施するよう広報・啓発活動を実施する。また、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律に基づく取組を推進するとともに、出会い系サイトその他のサイトの利用に起因する児童の犯罪被害を防止するため、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の効果的な運用及びサイト事業者による自主的な取組を推進する。さらに、フィルタリング事業者、保護者等に対する犯罪情報の提供を促進する。

行動計画案では、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律に基づく取組を推進する」としている。

有害環境の浄化の名のもとに青少年（犯罪少年）に対して過度に規制強化することは避けなければならない。政府が有害情報の基準、選定について影響力を行使しないようにすべきである。犯罪に強い社会は、むしろ、青少年の権利を保障し、青少年の貧困、差別を防止し、犯罪情報の提供の促進、広報を図ることにより実現すべきである。

6 自動車盗等身近な窃盗事犯への対策の推進

自動車盗難防止装置の普及及び盗難車両に関する情報共有の推進・効率化（7頁）

関係事業者団体に対し、自動車窃盗の実態や手口に関する情報を提供するなどして、イモビライザ等の自動車盗難防止装置の装着車種の拡大・標準装備化を促進するとともに、新規車種に対するこのような装置の装着義務付けの必要性について検討する。また、盗難車両の不正な名義変更等を防止等するため、警察と国土交通省との間で引き続き情報共有を推進するとともに、各市町村が管理している原動機付自転車に関する情報を犯罪捜査等により有効に活用することができるように検討する。

行動計画案では、「各市町村が管理している原動機付自動車に関する情報を犯罪捜査等により有効に活用することができるように検討する」としている。

しかし、そもそも現状においてどのような問題があるのかも不明である。当該情報がプライバシーとも関連することに鑑み、検討に当たっては、現状では不十分な点を国民に明らかにすることを前提に、国民的議論がなされるべきである。

7 犯罪被害者の保護

刑事手続等における被害者施策の推進（8頁）

被害者やその遺族等の立場や心情に十分配慮し、刑事手続における被害者の保護及び再被害防止を図るため、被害者等へ必要な情報を提供する。特に、性犯罪等に係る女性被害者については、その精神的負担を緩和するため、女性職員による事情聴取や付添い等被害者の心情に配慮しつつ手続を進める。また、被害者等が刑事裁判に参加する制度を始めとした被害者等の権利利益保護のための新たな制度を適正に運用するとともに、更生保護における意見等聴取制度等の犯罪被害者等施策について運用の改善を図りつつ適切に実施する。

「性犯罪等に係る女性被害者」だけでなく、「児童虐待等における子どもが被害者の場合」も盛り込むべきである。

また、現行の捜査方法を前提にして「女性職員による事情聴取や付添い等被害者の心情に配慮しつつ手続を進める」だけでなく、繰り返しの事情聴取や被害の再現実況見分等ができるだけ避けるために、児童虐待における司法面接の研究をする等、捜査方法の開発等にエネルギーを注ぐべきであろう。

二次被害の防止（9頁）

犯罪被害者等の置かれている現状及び犯罪被害者等の人権問題に関する広報啓発活動を推進するとともに、全国の法務局等に設置している人権相談所における相談等

により、犯罪被害者等の二次被害の防止を図る。また、被害者の安全を確保するため、被害者との間の緊密な連絡、防犯指導、パトロールの強化等適切な措置を講ずる。

二次被害が一番生じやすいのは、警察の捜査であることに留意されたい。この点が記載されていないことは疑問である。捜査機関の自戒を込めて盛り込まれたい。

第2 犯罪を生まない社会の構築（9頁）

基本的な視点として、以下の点が踏まえられなければならない。

「犯罪者を生まない社会」は罪を犯した人たちについて、それぞれが犯罪に至った背景や原因を探り、ふたたび犯罪に至らないための有効かつ適切な手立てを講じ、彼らを社会の一員として迎え入れる社会である。刑務所出所者の再犯防止は、まさに改善更生のための取組そのものといえる。犯罪者を隔離・統制し、出所者等を再び罪を犯す予備軍とみなすアプローチでは、改善更生は図れない。そもそも「拘禁」は、個人を家族や勤務先を含む外部社会から切り離すことであり、拘禁期間が長ければ長くなるほど、社会復帰への障壁は高くなる。それゆえに拘禁は、他の手段では目的を達することができない場合にとられるべき最終的な手段であり、いったん拘禁した後は、施設内での処遇を充実化するとともに、拘禁を解き社会生活へ移行させるための努力が不断になされなければならないのである。真に犯罪を生まない社会を構築しようとするのであれば、拘禁に頼らず、社会内での処遇を充実すること、それを受け入れる社会的素地を築くことが第一に重要である。個々の施策の前に、社会全体で罪を犯した人たちの改善更生を支援するという共通認識を作り上げることが肝要であり、政府はそのために最善の努力をすべきである（以上につき、当連合会2006年9月15日付「『更生保護のあり方を考える有識者会議』報告書に対する意見」及び2007年3月22日付「更生保護法案に対する意見書」を参照されたい。
http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/data/060915_2.pdf
<http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/070322.html>)

1 少年の健全育成と孤立した若者等の社会参加の促進

少年の規範意識の向上（9頁）

少年の規範意識の向上を図るため、学校における法教育、非行防止教室、薬物乱用防止教室等の実施、啓発資料の作成・配布、地域の人材を活用した生徒指導の支援、保護司・保護司会と中学校の連携による「中学生サポート・アクションプラン」等を推進する。また、子どもたちが善悪の判断やきまりの尊重等の規範意識等を育はぐくむための道德教育を推進する観点から、道德教育の指導方法、指導体制等に関する調査研究を実施する。

冒頭に「規範意識の向上」をおくことは、適切ではない。そもそも少年が規範意識を含めて、社会人としてのありかたを身につけるのは、規範が先行しそれを身につけるのではなく、子どもが、それぞれの関心に基づく要求を提示し、それを周辺の人が受け止め、子どもとの間に対話を形成することを通して、身に付くというのが、子どもの権利条約12条の基本である。少年は、それぞれ異なった能力・関心・感情・疑問を有し、それぞれの状況に応じて、バランスのとれた方法で、自らをエンパワーすることにより発達をとげるのであり、それを支援することが教育の目的である（子どもの権利条約29条1項）。

その視点からして、わが国の現実では、「家庭、学校、その他の施設や社会全体において、子どもの意見の尊重を限定的なものとしていること」が懸念される（2004年国連子どもの権利委員会最終見解27項）現実があり、まずなすべきことは、子どもの能力・関心・感情・疑問を受け止められない障碍を明らかにし、それに応えて対応することであり、規範意識を設定し、それを教え込むことではない。

規範意識の向上は、上記子どもの権利を基盤にするものであるとの反論もあるであろうが、現在現実に学校で行われている「規範意識の醸成」は、学校における問題児童の指導との関連で、その児童生徒がなぜ問題を起すのか、その悩みを受け止め、共に考え克服する対応でなく、体罰、警察・児童相談所通報などの対応で臨む結果につながっており、我々は子どもについての取組で、そのことをしばしば体験している。「規範意識の醸成」は、「子どもの意見の尊重を限定的なものとしていること」に貢献しているのである（2002年5月27日・2007年2月5日文部科学省通知）。

また、行動計画案は、「子どもの意見の尊重を限定的なものとしていること」に対する対応について、学校や施設における体罰や、学校などでのプライバシー侵害の禁止、人権教育の確立、など子どもの権利を基盤とする取組には全くふれないで、子どもの行動の抑制的対応に傾斜しすぎている。冒頭におくべきは、規範意識の向上ではなく、現実に存在する子どもの能力・関心・感情・疑問を受け止め、対応することである。

なお、犯罪を生まない社会の構築の視点から、行動計画を樹立するためには、国連が採択し子どもの権利に関する条約37条2項が、少年司法に関し、その規定を考慮して、国連子どもの権利委員会が1998年最終見解48項で、その規定に照らして少年司法制度の見直し（2004年最終見解54項a）を求めたが、その実施を確保するよう勧告しているリヤドガイドライン（少年非行の予防のための国連ガイドライン）を基盤に置かなければならない。

そして、リヤドガイドラインは、「少年非行の予防が成功するためには、幼児期からその人格の尊重と向上を念頭において、調和のとれた青年期の発達を確保する努力を社会全体が行う必要がある」（2項）とし、「社会の標準や価値に全面的に適合しない青少年の行動というものは、しばしば成熟と成長の過程の一場面であり、大人になるにしたがって

自然と消滅するものである」(5 項 (e)) としているのである。

社会適応上支援を必要とする少年の居場所づくりと就業・就学支援 (10 頁)
不登校、ひきこもり及び非行等の問題を抱えた個々の少年を支援するため、学校、教育委員会、児童相談所、警察、保護観察所等の関係機関とボランティアから構成する少年サポートチームの普及促進・活性化を図る。また、これらの問題を抱える少年への支援策として、関係機関や地域住民の協力を得つつ、多様な体験活動の機会や居場所づくりのための取組等を促進するとともに、無職少年に対しては、その就業・就学を支援し、社会参加を促す。

当連合会の 2003 年 10 月 16 日付「『少年非行対策のための提案』に対する意見書」第 2 の 6 「『関係者の連携したサポート体制の構築』の問題性」で明らかにしたとおり、警察を含む行政機関が相互に情報を共有し、対応する事態につながっている (http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/data/2003_52.pdf)。それは子どもの成長発達を支援する立場の者と、犯罪の鎮圧・抑止を使命とする者とが、情報を共通にする結果につながるものであり、それぞれの立場の者にとって、収集した情報が違った目的で利用される結果をもたらす。そしてその対応は、子ども自身のプライバシー侵害につながり、子ども自身が、その能力・関心・感情・疑問を表明することを躊躇し、最も大切な率直な意見表明を阻む結果につながっている。

少年補導活動の強化による非行少年の早期発見・早期措置 (10 頁)
不良行為の段階で少年の立ち直りを促し、犯罪の発生を未然に防止するため、少年サポートセンター、スクールサポーター、民間ボランティア等の連携を図り、家庭、学校、地域社会の協力を得て街頭補導活動を強化するとともに、これに必要な少年警察ボランティア等の拡充・活性化を図る。

年間 155 万 1726 人が補導されている不良行為少年に対する補導についての、警察を中核とした連携の強化が「早期発見・早期措置」というスローガンの下に提起されている。前掲リヤドガイドラインは、「専門家の支配的な意見において、青少年を『逸脱者』、『非行少年』あるいは『類非行少年』と烙印を押すことはかえって、青少年の好ましくない行動を持続させると言われていることの認識」を大切にすることが求められている (5 項 (f)) としており、現実に継続補導におかれる少年の中には、非行を克服するのではなく、仲間から排斥され、あるいははみ出し、問題を深刻化する事例に遭遇することは珍しいことではない。犯罪ではない行為についての警察の「早期発見・早期措置」は慎重にされなければならないことが、明らかにされている。1300 万人と推定される 10 歳か

ら19歳までの子ども人口に対して、155万1726人の人数は決して少ないものではない。子どもの権利委員会2004年最終見解54項(f)では、「問題行動を伴う子どもを犯罪者として、取り扱わないよう確保すること。」との勧告を受けているのであり、すべての子どもが警察に関わるようなことにはならない。

児童相談所等における少年非行への対応力の強化（10頁）

児童相談所・一時保護所・児童自立支援施設において、入所中の児童への対応を充実させるための体制強化、職員の能力向上等を図り、少年非行への対応力を強化する。

児童相談所や保護所、児童自立支援施設で非行への対応が弱くなっていることはその通りだと思うので、ここに書いてあること自体は間違いではないかもしれないが、「少年非行への対応」というのが、非行を起こした少年を押さえつけたり切り捨てたりするのではなく、あくまで福祉の視点から対応するのだということが重要であり、この文章からはそれが読み取れないことが問題である。福祉の観点からの対応の重要性を盛り込むべきである。

孤立した若者、高齢者等の社会参加の促進（11頁）

地域において孤立した若者、高齢者等の社会参加を支援するため、更生保護ボランティアによるミニ集会活動、子育て支援活動、犯罪・非行防止活動等の各種地域活動を始め、各種ボランティア団体の活動を促進する。また、英国の「コネクションズ」等の先進的事例も参考としつつ、孤立した若者に対し、社会の側から手を差し伸べ、社会への帰属意識を取り戻すことができるようにするため、保護司や更生保護ボランティアによる非行防止活動の促進支援や民生委員・児童委員の活動の推進を検討するほか、官民協働により、孤立した若者の社会参加や自立を総合的に支援するための方策を検討する。

「孤立した若者に対し、社会の側から手を差し伸べ、社会への帰属意識を取り戻すことができるよう」というが、この項でその前に展開している行動計画は、すべて非行、不良行為にかかわる少年の孤立を招くことにつながるものである。この提起も「してあげる」式で、少年の権利を基盤とした提起になっていない。この項の提案は、子どもの権利に関する条約を基盤にし、少年の権利を基盤にした提起に書き換えるべきである。2004年最終見解13条は、青少年育成施策大綱について、「(a)市民社会と青年組織との協力により、青少年育成大綱が、権利基盤型で、権利条約の全ての領域を取扱い、2002年国連子ども特別総会の成果文書である『子どもにふさわしい世界』の公約を考慮に入れたものとなるよう強化し、(b)浮上する論点及び問題に効果的に対応することを確保するため、

市民社会及び子どもと共同して、青少年育成施策大綱を継続的に見直すこと。」と勧告している。この行動計画についてもこのような勧告に従った見直しをすべきである。

2 刑務所出所者等の再犯防止

矯正施設における受刑者等の問題性に応じた改善指導・矯正教育等の強化(11頁)

刑事施設において、薬物・アルコール依存者、性犯罪者、交通事犯者、高齢者等受刑者の問題性に応じた科学的・体系的な処遇プログラムの開発・実施を行い、指導効果を検証して、改善指導の内容の充実及び指導機会の拡充を図るとともに、諸外国に比べ際立っている刑事施設職員一人当たりの被収容者数について、過剰収容問題が生じ始めた平成12年度の水準まで軽減することを目指すなど、受刑者の改善更生・再犯防止に向けた指導体制を強化する。また、少年鑑別所・少年院においては、再非行リスクに着目した新たな調査方式を開発し、資質鑑別の向上を図るとともに、その結果から得られた再非行リスクを低減させるために、生活指導を中心とした矯正教育の充実・強化を図る。

改善更生のためのプログラムを整備し充実をはかることは重要であるが、そのためには過剰収容の緩和のみならず専門性を身につけた職員の抜本的増員が必要であり、あわせて、専門NGOとの積極的な連携が必要である(以上につき、当連合会2005年3月18日付「『刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案』」についての日弁連の意見」を参照されたい。(http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/data/2005_18.pdf)。

刑務所出所者等の定住、確実な身元引受け等の推進(12頁)

就労支援や福祉による支援が必要な刑務所出所者等について、保護観察所が中心となって、刑務所、地方公共団体、社会福祉法人等関係機関と連携しつつ、帰住希望を踏まえた帰住先の開拓を推進し、また、出所後の自立方針を作成するなど、刑務所出所者等の社会復帰を円滑にするための生活環境調整の充実強化を図り、地域生活定着を支援する。

刑務所出所者の社会復帰を円滑化するためには、現行の作業報奨金制度の抜本的見直しが必要である。すなわち賃金化と同時に社会保険制度の受刑者への適用を、この機会に検討すべきである(賃金制の提言につき前記「『刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案』」についての日弁連の意見」及び当連合会2004年2月1日付「行刑改革会議提言」についての日弁連の意見」を参照されたい。

(http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/2005_18.html
http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/data/2004_07.pdf))。

また、身元引受け先の確保にはおのずと限界があることから、各地で困難に直面している自立更生促進センターの全国展開を強力に推し進める必要がある。

福祉による支援を必要とする刑務所出所者等の地域生活定着支援の実施（11頁）
高齢・障害等により、自立が困難な刑務所出所者等が出所後直ちに福祉サービスを受けられるようにするため、刑務所等の社会福祉士等を活用した相談支援体制を整備するとともに、「地域生活定着支援センター（仮称）」を都道府県の圏域ごとに1か所設置し、各都道府県の保護観察所と協働して、社会復帰を支援する。また、帰住先が確定しないなどの理由により出所後直ちに福祉による支援が困難な者について、更生保護施設への受入れを促進し、福祉への移行準備及び社会生活に適応するための実効性ある指導・訓練を実施する。

「地域生活定着支援センター」構想自体は前向きなものであり評価するが、帰住先がなく直ちに福祉による支援を受けることが困難な者を民間の更生保護施設に受け入れさせることは、現状においてすら過剰な負担を強いられている更生保護施設にさらなる負担を強いるものである。この構想は自立更生促進センター構想と連動すべきであり、福祉による支援を必要とする出所者を第一次的に受け入れる施設は国家が提供することを構想すべきである。

また、高齢者や障がいのある受刑者の生活場所が入所施設等に限定されるのではなく、地域で生活するための福祉的支援を行う必要があると考える。そのためには、同センターの運用は、高齢者や障がいのある人の権利擁護の観点を踏まえた適切な専門職が関与する主体が担うべきである。

なお、当連合会高齢者・障害者の権利に関する委員会では触法障がい者に対する刑事政策・福祉政策について、本年9月に「触法障がい者に対する刑事手続・刑事政策・福祉政策の検討 - 医療・福祉と司法の連携を目指して」と題する報告書（http://www.nichibenren.or.jp/ja/committee/list/data/syokuhousyougaisya_houkoku.pdf）を発行するなど、検討を行っているところである。また、矯正施設内の処遇プログラムについては、矯正施設に入所している間から、受刑者等の法的トラブル（多重債務など）を解決し、成年後見申立が必要な場合があれば円滑な申立てが可能な手だてを検討すべきである。

刑務所出所者等の就労先の確保（12頁）
地域全体で協力雇用主の拡大を推進する都道府県刑務所出所者等就労支援推進協議会の設置・活用により、地域の経済団体等と連携して刑務所出所者等を雇用する企業を支援する仕組みを整備するなど、製造業や商業に加え、農業等も含めた幅広い産業分野における就労先の確保と円滑な雇用を促進する。

入所中から出所後まで一貫した就労支援の実施（12 頁）

刑務所等の就労支援スタッフ等を活用し、入所中から就労意欲の喚起を促すとともに、雇用情勢に応じた職業訓練を実施する。また、一般の職業訓練施設と連携するなどして、職業訓練を含めた刑務作業の質の向上を図る。さらに、刑務所、保護観察所等と公共職業安定所とが連携し、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介の実施、試行雇用制度の活用等の刑務所出所者等就労支援事業を推進する。

就労先の確保は重要であるが、非正規・不安定雇用が拡大し社会問題化する中で、出所者がこうした雇用の供給源となりかえって自立が困難となることを避ける必要がある。に示されている施設内での職業訓練等と連動した、安定した就労先の確保が必要である。

また、職業訓練等は、受刑者本人の希望を参酌しつつ、基本的には訓練等を必要とする者すべてを対象とすべきであり、そのためにも、「刑務所等の就労支援スタッフ等を活用」するのみでは不十分であって、必要な人員は断固として確保すべきである。

自立更生のための各種施策の推進（13 頁）

満期釈放者を含めた刑務所出所者のうち、親族等の受入先がなく、就職先もない者の社会復帰を支援するため、茨城就業支援センターを着実に運営する。また、同センター入所者に対し、農業を含めた職業訓練を民間教育訓練機関等へ委託して実施等するとともに、長期にわたり自立が困難な者について、地方公共団体や地域の経済団体等と連携した住居、就業先の確保策について検討する。民間の更生保護施設では受入れが困難な仮釈放者については、福島市及び北九州市の自立更生促進センターにおいて受け入れ、強化された指導監督と手厚い就労支援等の円滑な社会復帰のための施策を推進する。また、少年院から仮退院した少年等の社会復帰を支援するため、農業実習等を行う北海道の沼田町就業支援センターを着実に運営する。あわせて、これらの就業支援センター等における取組や効果を検証し、全国的な整備について検討する。

こうした施策の推進は望ましいことであり、 に関して述べたとおり、各種センター構想は、自立更生促進センターの全国化を軸に行われる必要がある。そのために必要な広報・啓発活動を積極的に推進すべきである。

刑務所出所者等の社会復帰支援を総合的に推進するための枠組みの設置（13 頁）

刑務所出所者等の社会復帰支援方策を総合的に推進するため、関係行政機関相互間における社会復帰支援に必要な社会資源等に関する情報の共有及び連絡調整を図るための枠組みを設置する。

各省庁・機関の壁を越えた連携はかねてより必要とされていたものであり（この必要性について前記の「更生保護法案に対する意見書」を参照されたい。
(<http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/070322.html>))、早急な設置が必要である。

保護観察における処遇の充実強化（13頁）

処遇に特段の配慮を要する保護観察対象者に対する保護観察官の直接処遇の実施や直接的関与の強化及び保護観察における特定の犯罪的傾向の改善を目的とする各種処遇プログラムの充実により、再犯防止対策を推進する。また、保護観察対象少年について、家庭環境や交友関係等の問題の改善に向けた処遇を行うことを検討する。

保護観察の充実強化のためには、保護観察官の増員は現状のペース（年間純増40数名）ではおよそ足りない。更生保護のあり方を考える有識者会議において提言されたように少なくとも倍増することを目指し、より一層の努力をすべきである。また保護観察はあくまで対象者の改善更生を目的とし、それを通じて再犯防止がはかられるべきである（前記「更生保護法案に対する意見書」参照（<http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/070322.html>））。

再犯を防止するために効果的な新たな施策の検討（13頁）

犯罪者に対する処遇を充実させてその再犯の防止を図る観点から、社会内処遇の一環として社会奉仕活動に従事させる制度、施設内処遇と社会内処遇の有機的な連携を実現するため懲役刑又は禁錮刑の一部について執行を猶予し保護観察に付することも可能とする刑の一部執行猶予制度等を導入するなど新たな施策を検討する。また、GPS発信装置を利用することの可否等再犯を防止するために効果的な新たな施策について検討する。

社会奉仕命令や刑の一部の執行猶予制度は、対象者本人に対する処遇充実・改善更生という観点から積極的に検討されるべきである。

しかし、GPS発信装置の利用については、法制審議会等においても消極的な意見が大勢を占めているように、人権上大きな問題があり、導入するべきではない。

効果的な出所者情報の共有（14頁）

子どもを対象とする暴力的性犯罪に係る出所者情報の共有に関する現在の枠組みの実効性等について検証するとともに、関係省庁が連携して、性犯罪を抑止するため、より効果的な出所者情報の共有方策について検討する。

行動計画案では、「子どもを対象とする暴力的性犯罪に係る出所者情報の共有に関する現在の枠組みの実効性等について検証するとともに、関係省庁が連携して、性犯罪を抑止するため、より効果的な出所者情報の共有方策について検討する」としている。

一般に刑に服して一市民として社会に復帰しようとする出所者の情報の共有については、極めて慎重な配慮が必要である（前記「『更生保護のあり方を考える有識者会議』報告書に対する意見」参照（http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/060915_2.html））。

この点、子どもを対象とする暴力的性犯罪に限定した場合であっても、上記検証過程についての情報は国民に知らされるべきであるし、防犯効果だけでなく情報提供が出所者の更生やプライバシー権に与える悪影響についても検証をした上で、その適否を慎重に判断するべきである。

第3 国際化への対応

2 新たな在留管理制度による不法滞在者等を生まない社会の構築

新たな在留管理制度の創設（15頁）

外国人の在留管理に必要な情報を一元的、正確かつ継続的に把握する制度を創設し、的確な在留管理を行う。また、同制度の創設に伴い、法務省が関係行政機関及び外国人の留・就学先、研修及び稼働先等の所属機関等から、迅速かつ効率的に出入国管理行政の的確な遂行に必要な情報の提供を受けるとともに、それらの情報の分析・活用を行うことで不法滞在者や偽装結婚・正規の留学生を装うなどの偽装滞在者を生まない社会を構築する。

不法滞在者等の排除のための新たな在留管理制度の効果的な運用（16頁）

新たな在留管理制度等により、外国人の在留実態を確実かつ迅速に把握し、その情報を活用して、在留状況に疑義がある者に対しては調査を行い、不法滞在者・偽装滞在者等であることが判明した場合には、摘発や在留資格の取消し等を積極的に実施するとともに、そのために必要な法整備を行う。

不法入国等及びこれらを助長する犯罪等の取締り強化及び関係法令の整備（17頁）

不法入国・不法滞在等やこれらを助長する集団密航、偽装結婚、旅券偽変造、不法就労助長等に係る犯罪等について、関係機関間での迅速・的確な情報交換を行うなど緊密な連携を図り、取締りを強化するとともに、新たな在留管理制度における在留カード（仮称）に係る罪の創設等より効果的な取締りの実施のための関係法令の整備について検討する。また、外国人雇用状況届の履行徹底を図り、不法就労防止のための事業主指導を促進する。

現行の市町村が行っている外国人登録制度を見直し、新たな在留管理制度を構築することについては、外国人のプライバシー権ないし自己情報コントロール権の保障及び外国人

に対する差別的取扱いの禁止の趣旨から、取得する情報は必要最小限のものにとどめ、その情報の管理・利用についても同様の観点から厳格な規制を行うべきである。したがって、IC在留カード（仮称）を発行してその常時携帯を義務化すること、勤務先や学校等に外国人の受入れに関する報告義務を課すこと、並びにこれらの出入国情報や在留情報、警察庁・外務省その他関係機関から提供される外国人の情報を集中的かつ一元的に管理して情報を相互に利用することを可能とする制度を構築することについては、反対である。

詳細は、当連合会の「外国人の出入国・在留管理を強化する新しい体制の構築に対する意見書」（2005年12月15日）

（http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/2005_69.html）を参照されたい。

特に、外国人全ての雇用状況を法務大臣に報告させることを義務付ける制度に反対することについては、当連合会の「外国人の在留管理を強化する新しい外国人雇用状況報告制度に対する意見書」（2007年2月15日）

（<http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/070215.html>）を参照されたい。

さらに、外国人の在留情報等の統合、利用への規制については、前記の当連合会の第50回人権擁護大会宣言「人権保障を通じて自由で安全な社会の実現を求める宣言」（http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/hr_res/2007_1.html）を参照されたい。

入国・在留審査等に際しての日本語能力の考慮（16頁）

在留資格に応じ、外国人の入国・在留審査等に際して日本語能力を考慮すること及び具体的な実施方法を検討する。

定住等の長期的な在留を想定した在留資格を取得して、既に日本に在留している外国人の在留期間の更新などに当たって、日本語能力を考慮することには反対である。これらの者は、そのような条件を課されずに来日して日本に生活の基盤を築いている者であり、他方、日系2世、3世などで定住者の在留資格で在留している者を始めとして、多くの外国人は間接雇用などの不安定な雇用条件の下で、十分な日本語能力の取得が困難な条件下にある。このような者の在留審査に日本語能力を考慮することは、その生活の本拠を奪うこととなりかねないものである。

この点、日系2世、3世の継続的な在留の要件として、「安定した生計維持能力（定職）と一定の日本語能力」を求めるとの意見に対して反対を表明した、当連合会の「法務副大臣『今後の外国人の受入れ等に関するプロジェクト』『今後の外国人の受入れについて』（中間まとめ）に対する意見」（2006年7月20日）

（http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/060720_2.html）を参照されたい。

不法滞在者の摘発強化と退去強制の効率化（16頁）

不法滞在者の地方分散化、居住・稼働の小口化等の傾向を踏まえ、外国人の入国・在留情報の分析結果を活用し、警察と入国管理局との合同摘発の恒常化を図ることにより、不法滞在者の摘発を強化するとともに、入管法第65条に基づく退去強制の活用拡大を推進し、退去強制手続の効率化を図る。

出入国管理及び難民認定法65条（通報義務）について、婦人相談所その他被害者保護を目的とする機関においては、退去強制がないよう留意されたい。

3 多文化共生を可能とする社会基盤の整備

地域における多文化共生の推進（17頁）

我が国に在留する外国人が我が国の生活環境に円滑に適応し、我が国社会の一員として日本人と同じような教育、医療、社会保障等の住民サービスを楽しむことができる社会を実現するため、市区町村において、基礎的行政サービスを提供するに当たり基盤となる適法な在留外国人の台帳制度を整備するとともに、外国人児童生徒の地域・学校での受入れ体制の整備、外国人を対象とした日本語教室の設置や日本語能力を有する外国人等を対象とした指導者養成研修の実施、外国人労働者を雇用する事業者に対する外国人に関する社会保険等の加入促進、雇用不安を解消するための施策の実施、日系人集住地域やインターネット上における適正就労促進のための情報提供等地域住民と外国人の共生に向けた取組を推進する。

基礎的行政サービスを提供する基盤となる在留外国人の台帳制度を整備するとすれば、在留管理の観点とは別に、全ての外国人には日本人と等しく教育を受ける権利等が国際人権条約等によって保障されていることなどを念頭において、外国人に保障される権利が十分に保障されるような制度を構築するものとされるべきである。

また、日本に在留する外国人に日本語能力を身につける機会を保障することは必要であるが、他方、多文化共生とは、日本社会が、民族的少数者の言語、習慣などのアイデンティティを認め、これを保持することを保障することも意味するものであることはいうまでもない。したがって、インターナショナルスクールや民族学校などへの公的援助、人種差別禁止法制の整備などが必要であり、この点の視点が本案には必要である。また、多民族・多文化の共生する社会とは、言語・宗教・文化その他その民族の固有性・独自性（「アイデンティティ」）を保持する権利（国際人権（自由権）規約27条）などに由来する人権に根拠を持つものであり、犯罪対策の文脈の中でのみ語られるべきものではないことを付言する。

これらの詳細は、当連合会の第47回人権擁護大会宣言「多民族・多文化の共生する社会の構築と外国人・民族的少数者の人権基本法の制定を求める宣言」（2004年10月

8日)(http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/hr_res/2004_5.html)を参照されたい。

外国人支援施策の検討のための枠組みの設置(18頁)

外国人への支援事業を、外国人の受入れによって受益する企業等からの負担を求めつつ、民間が事業主体となって運営することを可能にするなど、我が国として総合的な外国人受入れ政策を展開するための土台となる体制の構築について、計画的に検討する。

当連合会は、国及び地方自治体に対して、外国人の人権を保障し、多民族・多文化の共生する社会の構築をめざして、外国人・民族的少数者の人権基本法や条例の制定を行うことを求め、あわせて、国に対して、多民族・多文化の共生する社会を推進するための部局を設置してこれらの施策を早急に実施することを求めており(前記「多民族・多文化の共生する社会の構築と外国人・民族的少数者の人権基本法の制定を求める宣言」参照(http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/hr_res/2004_5.html))、国や地方自治体が主体となってこれらの施策を実施するための体制を早期に構築することを明確にするべきである。

4 国際組織犯罪対策

外国人犯罪に対する厳正な刑事処分の推進(18頁)

来日外国人の増加・定着化の傾向が進む中、外国人の受入れが国際組織犯罪、国際テロ、暴動等による治安の悪化の要因とならないように、外国人犯罪について、事案や組織の全容解明に努めるとともに、関係法令を駆使して関与者を的確に処罰し、犯罪収益の剥奪を徹底する。

外国人集住コミュニティの住民団体等との連携の強化(18頁)

外国人集住コミュニティの住民団体等や外国人集住コミュニティをその地域内に有する地方公共団体と警察との連携を強化し、不審動向等に関する情報連絡を密にすること等により、国内の外国人集住コミュニティが犯罪組織、テロリスト等に悪用されることを防止する。

当連合会は、テロや犯罪の根絶のためにも、社会への監視を強めて外国人などの少数者を疎外して相互不信の連鎖を招くのではなく、自由権をはじめとする人権の保障を徹底することを通じてすべての人の共生を実現することが重要であることを指摘している(前記「人権保障を通じて自由で安全な社会の実現を求める宣言」参照(http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/hr_res/2007_1.html))。この点、特に外国人やその集住するコミュニティをくくり出し、その全体を犯罪やテロのおそれのあるグループとして監視の対象とすることは、外国人のプライバシー権を侵害し、また、差別を助長し、その

結果、社会集団の分裂を招いて社会を不安定化する原因ともなりかねないものであるから、反対である。

国際組織犯罪に対する捜査体制の整備（19頁）

国際的な犯罪に的確に対処するため、ICPOLルートや外交ルート、特に中国公安部を始めとした外国関係機関との個別協議等を通じ、国際組織犯罪に係る情報交換や国際捜査協力を積極的に推進するとともに、通訳・翻訳担当職員の育成強化、有能な民間通訳人の確保等、国際組織犯罪対策の推進に必要な態勢を整備する。

外国関係機関との情報交換や情報の共有についても、プライバシー権ないし自己情報コントロール権の保障の観点から、必要最低限のものにとどめるべきことを明記するべきである（前記「人権保障を通じて自由で安全な社会の実現を求める宣言」参照）。

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の締結に向けた法整備（19頁）

近年急速に複雑化・深刻化している国際組織犯罪に適切に対処するため、平成15年9月に発効した国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約について、我が国においても、本条約の締結に伴う法整備を早期に完了させ、本条約の速やかな締結を目指す。

当連合会は国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の批准自体には賛成である。しかし、そのためには、政府の提案している条約刑法とりわけ共謀罪規定の新設は必要ないという立場である。

同条約5条は組織犯罪集団の関与する重大な犯罪について、未遂に至るよりも前の段階で処罰可能とするための法制度の整備を求めているが、わが国の刑法・特別法上の予備罪、共謀・陰謀罪、組織犯罪処罰法、暴対法、ピッキング防止法その他の特別法規を総合すれば、わが国において組織犯罪集団の関与する重大な犯罪について、未遂に至るよりも前の段階で処罰可能とする法制度は既に広く整備されており、政府の提案している条約刑法とりわけ共謀罪規定の新設を待つことなく、条約の批准を行うことが可能である（当連合会の「共謀罪新設に関する意見書」参照（2006年9月14日）

（<http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/060914.html>）。

国際的な枠組みへの継続的参加（19頁）

テロ、人身取引、薬物犯罪といった国境を越える犯罪に的確に対処するため、G8治安関連会合、日中韓治安関係高級実務者会合及びASEAN+3（日中韓）国境を越える犯罪に関する閣僚級会合（AMMTC+3）といった国際的な枠組みへの継続

的な参加等を通じて関係各国との協力を強化する。

これら国際的な枠組みへの継続的な参加等に当たっては、民主主義的な合意形成の実現の観点から、国会やNGOなどに対してその情報が公開され、政府関係者だけでなく、NGOその他が、意思形成の過程に参加し得るよう、その機会を保障すべきである。

第4 犯罪組織等反社会的勢力への対策（19頁）

1 暴力団対策等

「第4 犯罪組織等反社会的勢力への対策」、「1 暴力団対策等」の から までの次に、 として、「 前記 から までの対策をより推進するために、各弁護士会及び都道府県暴力追放運動推進センターとの連携をさらに強化する。」という一文を入れるべきである。

組織犯罪情報の収集、分析の更なる強化と利便性の向上（19頁）

組織犯罪対策を一層効果的なものとし、暴力団、来日外国人犯罪組織、銃器・薬物の密輸・密売組織等に打撃を与えるため、組織犯罪情報の共有及び活用のための基盤整備について検討し、これらの情報の収集、集約、分析、相互利活用を更に推進する。

行動計画案は、「組織犯罪情報の共有及び活用のための基盤整備について検討し、これらの情報の収集、集約、分析、相互利活用を更に推進する」としている。

この点、上記検討・推進に当たっては、濫用的な情報収集等が行われないようにするため、収集・提供する情報の基準等の詳細について国民に明らかにし、国民的議論を行うべきである。

2 マネー・ロンダリング対策

マネー・ロンダリングに対する厳正な処分の推進（21頁）

組織的犯罪処罰法や麻薬特例法等の関係法令のほか、資金情報機関（FIU）情報を活用し、マネー・ロンダリングの関与者を的確に処罰するとともに、マネー・ロンダリングに係る犯罪収益の剥奪を徹底し、犯罪収益がテロ活動を含む犯罪活動や犯罪組織の維持・拡大に利用されること等の防止に努める。

マネー・ロンダリングの関与者を的確に処罰することには異議がないが、マネー・ロンダリング犯罪そのものは、組織犯罪集団の関与する重大犯罪に限定すべきであり、組織犯罪処罰法の処罰範囲を更に拡大する条約刑法案には反対である。

当連合会は、「国連『越境組織犯罪防止条約』締結にともなう国内法整備に関する意見書」(2003年1月20日)(http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/2003_02.html)において、条約刑法案に盛り込まれている犯罪収益收受等の前提犯罪の拡大はあまりに広範にすぎ、反対であることを表明している。

犯罪収益移転防止法の履行に係る特定事業者への指導監督の強化(21頁)

平成20年3月から全面的に施行された犯罪収益移転防止法を的確に運用し、特定事業者が行う本人確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置が確実に行われるように、指導監督を強化する。

同法は報告徴収(13条)・所管行政庁による立入検査(14条)・指導勧告(15条)・是正命令(16条)・警察本部長による直接の立入検査(17条)・是正命令違反に対する罰則(23条)などの権限を定める。このような措置の内、警察本部長による直接の立ち入り検査は、FATF勧告にもない新たな制度であり、特定事業者の事務所に令状なしに立ち入ることを認めるものであり、2007年3月23日付衆議院附帯決議においても、「本来の目的を超えて濫用されることがないこと」とされている。このような趣旨を十分踏まえ、濫用がなされることのないように監督を徹底されたい(第50回人権擁護大会シンポジウム第1分科会基調報告書「市民の自由と安全を考える」56-57頁)。

FIUの充実・強化(21頁)

外国FIUとの情報交換枠組みの設定・締結交渉をより積極的に実施し、外国FIUとの緊密な連携を図りながら、マネー・ローンダリング事犯の検挙や犯罪組織の実態解明を強力に推進するため、FIUの充実・強化を図る。

疑わしい取引に関する情報分析能力の強化(21頁)

マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策を的確に推進するため、関係省庁間の連携を強化するとともに、犯罪収益移転防止法の規定に基づき届け出られた疑わしい取引情報について、我が国のFIUにおける迅速かつ的確な分析能力を強化する。

疑わしい取引に関する情報は、重要な個人情報であると同時に「疑わしい」という不正確さを大量に含んでいる情報が含まれている。これらの情報については民間の保有する個人情報については認められている開示・訂正も認められない。このような情報の関係省庁間、外国FIUとの共有は、個人の経済活動や移動の自由に対する理不尽な不都合をもたらす危険性をはらんでいる。このような情報の保有期間、共有、利用方法については人権侵害を生じないような適切な措置が必要である(第50回人権擁護大会シンポジウム第1

F A T F 相互審査を踏まえたマネー・ローンダリング等対策の強化(22頁)

平成20年に実施された金融活動作業部会(F A T F)相互審査の結果等を踏まえつつ、マネー・ローンダリング等対策を強化するため、関係省庁が連携して、特定事業者による顧客管理の改善を含め、必要な制度の改正及び運用の見直しを推進する。

F A T Fは、日本でも弁護士に疑わしい取引の届出を導入すべきとしている。しかし、当連合会は、F A T F 審査団との会議の冒頭、平山正剛日弁連会長(当時)から述べたように、我々は、疑わしい取引の届出は認めないことを明言してきた。この方針は、今回のF A T Fの評価を受けても変える必要はないものとする。したがって、提言の述べている「特定事業者による顧客管理の改善を含め、必要な制度の改正及び運用の見直しを推進する」には、弁護士を含む法律職に対する疑わしい取引の届出制度の導入は含まれないものと理解する。なお、当連合会が疑わしい取引の報告制度に反対することは繰り返し述べてきたが、当連合会は、今後とも日本の弁護士が犯罪収益の移転に手を貸したり、それを利用されることのないよう、「依頼者の身元確認及び記録保存等に関する規程」を実効性をもって確実に実施していくこととする。そのために、当連合会ホームページのトップページに「身元確認にご協力を」のボタンを設け、会員と依頼者への身元確認制度の周知徹底を図っているだけでなく、会員研修においても繰り返し規程の解説を取り上げ、本年度は通常は有償の研修を、この研修に限って無償とするなど、周知のための特段の努力を払っていることを申し添える。

なお、F A T Fの相互審査結果には、当連合会の規程に基づく顧客管理の実情についての誤解に基づくと思われる批判が見られるので、この点についても以下に簡潔に指摘しておく。

第1にF A T Fから、当連合会規程では、非対面の状況における身元確認の方法について不十分であるという指摘がなされたが、この点については当連合会の規程の解説中にガイダンスを示している。

第2にF A T Fは100万円以下の資産の預かり・管理行為について弁護士の本人確認義務が免除されることを指摘した。これらの問題は司法書士、行政書士、公認会計士、税理士の場合は200万円以下の場合には本人確認義務が免除されており、弁護士だけが問題とされたのではない。

第3に規程2条の定める例外が広範であるとされた点は、わが国の弁護士業務に対する十分でない理解が前提とされている。規程6条は「法律事務に関連することなく、金員、有価証券その他の資産を預かる場合」には、「その預託の目的が犯罪収益の移転に関わるものであるか否かについて慎重に検討しなければならない」(同条1項)こと、「預託の

目的が犯罪収益の移転に関わるものであると認めるときは、当該資産を預かってはならない」(同条2項)こと、資産を預かることとした場合には例外なくすべての場合に身元確認を行うべきこと(同条3項)を定めている。法律事務に関連することなく、依頼者に代わって様々の金融取引に携わる場合は、当連合会の規程上は2条1項ではなく、2条2項と6条によって規律される。この場合に例外措置が定められていないことが正当に評価されていない。

また、第4にF A T Fは、訪問調査の際に「法律事務」の定義が大まかであると指摘したが、弁護士以外の者が「法律事務」を取り扱うことが刑事罰の対象となること(弁護士法72条、77条3号)から明らかなどおり、「法律事務」の内容は刑罰構成要件の内容として判例上も明確である。本人確認義務が免除される範囲も必要最小限であり、「広範」とは言えないと考える。

第5に、違反に対する制裁措置が実証されていないとされたことも意外であり、承服しかねる。弁護士は弁護士会による監督に服しており(弁護士法31条1項、45条2項参照) 弁護士会には懲戒権限があり、弁護士会は違反(CDD違反)については懲戒をなし得るのであり、違反に対する制裁措置は実効性あるものである。

第5 安全なサイバー空間の構築

1 違法・有害情報対策

インターネット上の有害情報から青少年を守るための対策の推進(25頁)

青少年が安全に安心してインターネットを活用できる環境の整備等に関する法律に基づき、インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議を設置し、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画を策定するとともに、同計画に基づき、フィルタリングの普及促進、インターネットの適切な利用に関する教育及び保護者等に対する広報啓発を推進する。また、フィルタリングの性能及び利便性の向上に向けた事業者の取組を支援し、青少年がインターネットを利用する場合におけるフィルタリングの更なる導入促進を図る。

行動計画案では、「インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議を設置し、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画を策定する」としている。

この点、計画においてはどのような情報が有害情報となるかの基準について触れるべきではない。また、フィルタリングは表現の自由及び知る権利に直接影響を与えるものであり、フィルタリングのシステムを構築していくに当たっては、フィルタリングされるべき情報の判断に公権力が関与してはならないことが銘記されるべきであり、これは民間の自主的判断と利用者の選択に委ねられなければならない。

2 違法・有害情報を排除するための自主的な取組への支援

インターネット・ホットラインセンターの体制強化等の推進（26 頁）

インターネット上に氾濫する違法・有害情報により効果的に対応するため、インターネット・ホットラインセンターの体制を強化し、サイバーパトロールの民間委託等を推進するとともに、違法・有害情報の削除等の措置を講じるサイト管理者、サーバ管理者及び通信事業者に関する法的責任の負担軽減方策や自主的対応への支援の在り方について検討する。また、有害情報簡易通報システムの開発・実証等により、サイト管理者、インターネット関連事業者、NPO、利用者等が協力して、違法・有害情報を効率的に特定・選別できる環境の整備を図る。

行動計画案は、違法・有害情報の効率的な選別を志向するが、これらの選別は表現の自由・知る権利への著しい制約につながりうるものであるから、そもそもいかなる情報をもって違法ないし有害と評価するかということ自体、慎重に判断されるべきであり、事前に開かれた十分な議論がなされなければならない。また、政府においてその基準を作成すべきではない。

また行動計画案は、フィルタリング利用推進のための自主的な取組を支援するものとしているが、その支援の方法・態様によってフィルタリングの内容に間接的な影響を与えるようなことがあってはならない。

携帯電話の適切な利用のための環境整備の推進（26 頁）

保護者が、子どものリテラシーや利用方針に即した適切な携帯電話サービスを選択できるようにするための携帯電話事業者等の取組を支援するとともに、携帯電話の不適切な利用による犯罪被害やメール依存、いじめの当事者となること等の危険性、家庭や学校におけるルールの必要性についての周知を図る。また、携帯電話をめぐる様々なトラブルに関し、学校現場の対応を支援するとともに、家庭、地域、民間事業者等が一体となって青少年を見守る体制を整備する。

行動計画案では、「保護者が、子どものリテラシーや利用方針に即した適切な携帯電話サービスを選択できるようにするための携帯電話事業者等の取組を支援する」としている。

この点、上記支援を通じて政府が有害情報の基準に影響を与えないようにすべきである。

違法・有害情報に関する紛争解決手続の在り方についての調査・検討（27 頁）

サイト管理者とコンテンツ掲載者、フィルタリング事業者等による違法・有害情報への対応に関するトラブルを解決するための取組を強化するため、紛争の類型化及び解決の在り方について調査・検討を行う。

行動計画案では、「有害情報への対応に関するトラブルを解決するための取組を強化するため、紛争の類型化及び解決の在り方について調査・検討を行う」としている。

この点、紛争の類型化等の調査・検討については政府が有害情報の基準を作成することにつながりかねないので、慎重に対応すべきである。

違法・有害情報検出方法及びフィルタリングソフトの高度化及び普及促進(27頁)
多様化するインターネット上の情報に対し、掲示板等に記載されたキーワードや文脈から必要な情報を検索する技術等の応用について引き続き検討し、サイト管理者等民間事業者による自主的な取組を支援するとともに、ISP等が違法・有害情報等を迅速かつ効率的に検出し、削除や通報に活用するための高度な技術等の実現に向けて研究開発支援を行う。また、フィルタリング利用者の利便性向上を図るため、コンテンツの分類・格付け基準の策定に向けた取組を支援するとともに、フィルタリング利用推進のための自主的な取組を支援する。

行動計画案では、「多様化するインターネット上の情報に対し、掲示板等に記載されたキーワードや文脈から必要な情報を検索する技術等の応用について引き続き検討し」、「コンテンツの分類・格付け基準の策定に向けた取組を支援する」としている。

この点、検索の際のキーワードや分類・格付け基準の提示を通じて政府が有害情報の基準を作ることにならないよう留意すべきである。

3 サイバー犯罪対策の推進

官民連携によるサイバー犯罪の防止と徹底検挙(27頁)

サイバー犯罪の複雑化・巧妙化に対し適切に対処するため、サイバー犯罪防止のための官民連携を強化するほか、サイバー犯罪の情報収集・分析・取締り機能の強化、サイバー犯罪の捜査に携わる警察職員の技能水準の向上、サイバー犯罪捜査の効率化を図るための新たな枠組みづくり等を推進するとともに、国際連携・協力の強化を図り、サイバー犯罪を犯した者に対する厳正な科刑を実現する。また、インターネットカフェを利用したサイバー犯罪を防止するための対策を推進する。

2003年12月の「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」においては、「サイバー犯罪の徹底検挙と捜査の高度化」とされていた項目であるが、今回は「官民連携」によ

るサイバー犯罪防止を述べている点に特徴がある。民間を、犯罪防止のために動員することは、市民を犯罪予防のために利用するという点で、ゲートキーパー規制と同じ方向性を持っており、問題がある。

また、「インターネットカフェを利用したサイバー犯罪を防止するための対策を推進する。」という点については、何らかの法規制が想定されていると考えられる。

自民党は、2008年7月23日、匿名でのパソコン利用が犯罪の温床になっているとの指摘を受けて、インターネットカフェで、匿名のままパソコンを利用することや深夜にネットカフェを利用することなどを法で規制することを検討するために有志による議員連盟を発足させており、今後、ネットカフェの利用状況を調べ、利用者の身分確認などをどのように行うかなどを検討するとされている。

しかしながら、インターネットカフェの利用について、法規制まで必要か否かについては慎重な議論が必要である。

サイバー犯罪に関する条約の締結に向けた法整備等の推進（28頁）

情報技術分野の急速な発達に伴い急増したサイバー犯罪に適切に対処するため、平成16年7月に発効したサイバー犯罪に関する条約について、我が国においても、法整備を早期に完了させ、速やかな締結を目指す。

当連合会は、2004年4月17日付「サイバー犯罪に関する条約の批准に関する意見書」（http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/2004_23.html）において、「サイバー犯罪に関する条約（以下、「サイバー犯罪条約」という。）は、人権保障の観点から、国民のプライバシーや通信の秘密に対する重大な制約となる危険性が大きく、その影響は極めて重大である。したがって、当連合会としては、十分な議論がなされないまま同条約を批准することには反対せざるを得ない。仮に、サイバー犯罪条約を批准するとしても、人権保障の観点から、少なくとも、各条項ごとに認められた条件の付加や留保を最大限に行うべきである。」との意見を述べているところである。

また、そのための国内法整備についても、当連合会は、2003年7月18日付「ハイテク犯罪に対処するための刑事法の整備に関する意見」

（http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/2003_38.html）において、その一部（不正指令電磁的記録等作成等の罪の新設等、電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体からの複写及び保全要請等）については反対の意見を述べるとともに、電磁的記録に係る記録媒体の差押えの執行方法及び記録命令付き差押えについて修正意見を述べているところである。

なお、この法整備については、共謀罪の新設を含む「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」として国会に上程され、

継続審議となっているが、共謀罪の新設をめぐる野党の強い反対もあり、最近では、衆議院法務委員会での審議すら行われていない状況にあり、それを踏まえて、「法整備を早期に完了させ」と述べていると考えられるが、サイバー犯罪の国内法整備についても上記のような問題があり、国会において十分な審議が行われるべきであり、「早期に」という点を殊更に強調すべきではない。

したがって、法整備については、当連合会の意見を踏まえた削除ないし修正がなされるべきであるし、サイバー犯罪条約の締結（批准）については、必要な条件の付加や留保を付した上でなされるべきである。

情報セキュリティに関する知識及び対策の普及啓発活動の推進（28頁）

コンピュータやインターネットを利用する一般利用者等がIT社会を構成する一員としての責任を自覚し、正しい知識と理解に基づいてITを利用することにより、コンピュータウイルス、不正アクセス、フィッシング等の情報セキュリティに係る被害を防止するため、被害防止に資する情報の提供及び情報セキュリティリテラシーの向上を目的とした普及啓発活動を推進する。

2003年12月の「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」にも、「情報セキュリティに関する知識及び対策の普及啓発」と題するほぼ同じ項目があるが、今回は、「コンピュータやインターネットを利用する一般利用者等がIT社会を構成する一員としての責任を自覚し、正しい知識と理解に基づいてITを利用することにより」という部分が加筆されており、ITを利用する市民の「責任」という点が強調されている点に特徴がある。

しかしながら、犯罪対策において、ITの利用者である市民の「責任」を強調することは、昨今の「自己責任」論と同様に、市民に重い負担を負わせる議論であり、適切ではないと考えられるので、この部分は削除されるべきである。

第6 テロの脅威等への対処

1 テロに強い社会の構築

国民の理解と協力を基盤とした総合的なテロ対策の推進（28頁）

国、地方自治体及び関係機関が緊密に連携し、総合的なテロ対策を推進するとともに、国民の理解と協力を得て、官民が共通の理念の下、一体となって、「テロに強い社会」の実現を目指す。そのために必要な諸制度について、諸外国の法制も参考としつつ、検討を進める。

テロの防止に関して、当連合会の基本的態度は、前記の当連合会の第50回人権擁護大会における「人権保障を通じて自由で安全な社会の実現を求める宣言」

(http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/hr_res/2007_1.html)において宣言するとおりであり、国及び地方自治体がテロや犯罪の防止のためであるとして進める施策についても、基本的人権の尊重と自由の保障が劣位なもの、副次的なものとして扱われたり、精神的自由などが萎縮させられたりしないように構想され、取り組まれるべきであるとの見地が必要である。

外国人集住コミュニティの住民団体等との連携の強化(再掲)(29頁)

外国人集住コミュニティの住民団体等や外国人集住コミュニティをその地域内に有する地方公共団体と警察との連携を強化し、不審動向等に関する情報連絡を密にすること等により、国内の外国人集住コミュニティが犯罪組織、テロリスト等に悪用されることを防止する。

第3の4項 に対して述べたとおりである。

2 水際対策の強化

事前報告情報等の効果的活用・資機材の整備等(29頁)

テロリスト等の入国阻止に向けて、外国人の個人識別情報を用いた上陸審査のより効果的な運用並びに航空機及び船舶の長からの事前報告情報等のより効果的な活用のため、必要な態勢整備を検討するとともに、航空機及び船舶の乗員で、乗員上陸許可を受けて上陸している者の本人確認をよりの確に行うため、旅券又は乗員手帳の携帯の義務付け等について検討を進める。また、偽変造文書鑑識機器の整備や入国審査官の鑑識能力の一層の向上により、更に厳格な入国審査を推進する。

当連合会は、外国人の入国時に個人識別情報の提供を義務付ける制度については、プライバシー権ないし自己情報コントロール権の制約にあたるものであるから、テロや犯罪防止などとの関係でその必要性や効果の有無、より制限的でない方法の有無など、その採否を含めて慎重に検討すべきであり、仮にこのような制度を導入するとしても、指紋情報提供の義務化は、憲法13条や品位を傷つける取扱いの禁止(国際人権(自由権)規約7条)に抵触するものであるので採用すべきではないと考えている。また、特別永住者だけではなく、既に入国審査を経て在留資格を取得して在留している外国人が一時出国した後に日本に再入国するときも、情報を提供すべき対象から除外するべきである。この観点から、2006年5月に行われた出入国管理及び難民認定法の改正は見直しがなされるべきである。

なお、この意見の詳細は、前記「外国人の出入国・在留管理を強化する新しい体制の構築に対する意見書」(http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/2005_69.html) を参照され

たい。

3 テロの手段を封じ込める対策の強化

犯罪収益移転防止法の履行に係る特定事業者への指導監督の強化（再掲）（31 頁）

平成 20 年 3 月から全面的に施行された犯罪収益移転防止法を的確に運用し、特定事業者が行う本人確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置が確実に行われるように、指導監督を強化する。

第 4 の 2 項 において述べたとおりである。

F I U の充実・強化（再掲）（31 頁）

外国 F I U との情報交換枠組みの設定・締結交渉をより積極的に実施し、外国 F I U との緊密な連携を図りながら、マネー・ローンダリング事犯の検挙や犯罪組織の実態解明を強力に推進するため、F I U の充実・強化を図る。

第 4 の 2 項 、 において述べたとおりである。

疑わしい取引に関する情報分析能力の強化（再掲）（31 頁）

マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策を的確に推進するため、関係省庁間の連携を強化するとともに、犯罪収益移転防止法の規定に基づき届け出られた疑わしい取引情報について、我が国の F I U における迅速かつ的確な分析能力を強化する。

第 4 の 2 項 、 において述べたとおりである。

F A T F 相互審査を踏まえたマネー・ローンダリング等対策の強化（再掲）（31 頁）

平成 20 年に実施された F A T F 相互審査の結果等を踏まえつつ、マネー・ローンダリング等対策を強化するため、関係省庁が連携して、特定事業者による顧客管理の改善を含め、必要な制度の改正及び運用の見直しを推進する。

第 4 の 2 項 において述べたとおりである。

4 情報収集機能とカウンターインテリジェンス機能の強化

テロの未然防止に向けた国内外における情報収集・分析機能の強化（31 頁）

情報関係省庁間の緊密な連携及び諸外国治安情報機関との情報交換の拡大等により、テロの未然防止に向けた情報収集・分析機能の強化・高度化を図る。また、テロの「兆し（きざし）」に係る情報の提供を確実に受けられるように、旅館・ホテル業者、爆発物原材料・毒劇物・病原体・毒素・放射性物質等の取扱事業者、インターネットカフェ事業者、海事・漁業関係者等の民間事業者に対する働き掛けをより強化する。

情報関係省庁間の緊密な連携及び諸外国治安情報機関との情報交換の拡大等を行う制度の構築に当たっては、憲法13条の個人の尊厳、幸福追求権の保障に含まれる自己情報コントロール権尊重の見地から、このような個人情報の統合、利用は、必要最低限のものに厳格に限定されるべきであり、特に警察などが市民の生活や思想を監視するために情報を利用しない制度とするべきである。また、そのために、国及び地方自治体などによる個人情報の取得、保管、利用に対する調査、是正命令などを行う権限を持つ、政府から独立した機関を設立することを建議すべきである（前記「人権保障を通じて自由で安全な社会の実現を求める宣言」（http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/hr_res/2007_1.html）参照）。

また、政府が、旅館・ホテル業者による外国人宿泊客の本人確認を実施するに当たっては、その目的・要件などを法律で明確に定めるべきである。民間事業者に任意の情報提供を求め得るのは捜査上の必要性がある場合に限られるのであり（刑事訴訟法197条2項）、プライバシー権保障の観点からも安易な情報提供を認めるべきではない。さらに、外国人のプライバシー権ないし自己情報コントロール権の保護の必要性から、旅券の写しを旅館業者に保管させたり、外国人宿泊客から取得した全ての情報の警察等への提供を義務付けるなどの取扱いをしないものとするべきである（前記「外国人の出入国・在留管理を強化する新しい体制の構築に対する意見書」

（http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/2005_69.html）参照）。

カウンターインテリジェンス機能の強化（32頁）

テロリストによる情報収集・工作活動を封じ込め、諸外国による対日有害活動に的確に対処するための情報収集・分析能力及び摘発活動を強化する。また、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」に基づき、特別管理秘密に係る基準の運用を開始するなど、政府の情報保全体制を強化する。さらに、情報活動に従事する職員に対し、情報保全に関する研修等を実施する。

行動計画案では、「テロリストによる情報収集・工作活動を封じ込め、諸外国による対日有害活動に的確に対処するための情報収集・分析能力及び摘発活動を強化する」として

いる。

この点、自衛隊の情報保全部署による情報公開請求者リストの作成、市民による言論活動の監視等行き過ぎた情報収集活動も見受けられ、このような行き過ぎがないようにするとともに、カウンターインテリジェンス機能の強調が情報公開範囲の縮小につながらないように留意すべきものである。

5 重要施設等の警戒警備及び対処能力の強化

交通機関のテロ対策の推進（32 頁）

鉄道、自動車運送及び航空の各事業者に対し、駅構内等における監視カメラの増設や巡回警備の強化、バスジャック対策の徹底及び初動対処訓練の実施、フェンスの強化・センサーの設置拡充等の空港警備の強化、液体物の機内への持込み制限等手荷物に対する保安強化について要請を行い、その旨を利用者に周知徹底するなど、交通分野におけるテロ対策の充実・強化に取り組む。

行動計画案は交通機関における監視カメラの増設についての要請を行うべきものとしている。

この点、交通機関における監視カメラの設置については、市民のプライバシー権よりも設置の必要性が上回る場合にのみ許されると解すべきであり、安易な要請は行うべきではない。

第7 治安再生のための基盤整備（34 頁）

「治安再生」のために最重要な施策は、「犯罪者（再犯者を含む）を生まない社会の構築」である。それゆえに、行動計画案の「第2」に掲げられている施策のうち、「1 少年の健全育成と孤立した若者等の社会参加の促進」、および同「2 刑務所出所者等の再犯防止」のこそ、治安再生のための基盤整備として何より重視し、その具体化に向けて、国家予算を大幅に投入すべきである。

ちなみに、2003年12月の「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」では、「第5. 治安回復のための基盤整備」の項に、「刑務所等矯正施設の過剰収容の解消と矯正処遇の強化」と「更生保護制度の充実強化」を掲げていた。

今回の行動計画案の「第7 治安再生のための基盤整備」の項においても、社会保障制度（福祉、教育、医療、雇用）の抜本的拡充と、困難な状態に置かれている人に対する個別・具体的な支援、様々な差別を撤廃して社会の多様性や寛容性を確保し、すべての人々が共生することができる社会を実現することこそが、治安再生の最大の基盤であるという視点を、国の行動計画として、再度、明確に記載すべきである。

1 人的・物的基盤の強化

地方警察官等の増員（35頁）

治安回復のための諸施策を推進するため、その質の確保に留意しつつ地方警察官等の所要の増員を図るとともに、警察庁職員の所要の増員を図る。また、退職した警察職員を交番相談員、警察安全相談員、スクールサポーター等の非常勤職員等として積極的に活用する。

治安関係職員の増員（35頁）

迅速な捜査処理、平成21年5月開始の裁判員裁判等への対応のため、検察官及び検察事務官の所要の増員を図るとともに、水際対策の強化等のため、税関職員、港湾保安調査官、海上保安官、入国審査官・入国警備官、査証官、麻薬取締官、公安調査官の所要の増員を図る。また、矯正処遇の充実のため、矯正施設職員の所要の増員を図るとともに、更生保護制度の充実強化のため、保護観察官の所要の増員を図る。

警察活動が犯罪捜査などにおける強制力の行使に結びつく権力作用であることに鑑み、警察権限の拡大を無制約に拡大するのではなく、民事上の法律関係への不干渉、警察権の行使によって保護する利益が侵害される権利又は自由とのバランスを保っているかなどの見地から、警察権限の限界を画し、これに応じた対応をするべきである。

また、当連合会が繰り返し提言してきたように、必要なのは警察官ではなく矯正・保護関係職員である（前記「『刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案』」についての日弁連の意見」参照（http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/2005_18.html））。さらに、裁判官および裁判所の職員（書記官、家庭裁判所調査官等）の増員を加えるべきである。2008年12月1日から刑事法廷への「被害者参加制度」が、同月15日から家庭裁判所少年審判への「被害者傍聴制度」が、それぞれ開始される。

刑事法廷や少年審判におけるトラブルを防止するため、地方裁判所や家庭裁判所の職員に新たな重い責務が加わった。制度の円滑な実施を保障するためには、裁判所の職員の増員と、広い審判廷の確保その他の裁判所の体制の整備・拡充は不可欠である。

保護司活動の基盤整備（35頁）

保護司候補者検討協議会の運営等により、保護司活動に対する地域の理解を深め、幅広い分野から保護司の候補者を得るとともに、保護司会と地域の関係機関・団体との連携を強化し、処遇活動、犯罪予防活動を始めとする更生保護の諸活動を一層促進するための拠点としての更生保護活動サポートセンターの効果を検証し、その設置拡大について検討する。

保護司活動の理解を深めるためには、対象者の改善更生を助け社会の一員として迎え入

れることが、よりよい社会のために不可欠であるということを、積極的に広報すべきである。また、保護司有給制の導入を改めて検討すべきである（前記「更生保護のあり方を考える有識者会議」報告書に対する意見」参照）。

現場執行力の強化に向けた教育の推進（35頁）

警察官、海上保安官等の職務執行を取り巻く情勢の悪化、大量退職期に伴う組織の人的構成の変化に的確に対応するため、職場、各級警察学校等において、現場での対応及び捜査指揮に関する実践的教育を充実させるなど、現場執行力の強化に向けた教育を推進する。

あわせて現場においていかに人権に配慮すべきかについても教育すべきである。

関係機関間における人事交流の促進（35頁）

犯罪取締り及び犯則調査等に係る専門家の育成等治安関係職員の質的向上を図るため、関係機関間における人事交流を促進する。

関係諸機関の範囲が定かでないが、少なくとも矯正職員を他の治安機関職員と人事交流させるべきではない。

他方、矯正と保護との人事交流は積極的にはかられてよい。

留置施設の整備と留置業務の効率化の推進（35頁）

留置施設の過剰収容の緩和・解消を図り、被留置者の適正処遇を推進するため、留置施設及び留置保護室の整備を推進する。また、留置管理業務を効率化するため、集中護送制度の導入とこれに必要な検察庁等における待機場所の確保等を図る。

過剰収容緩和のためには、被勾留者を本来的に収容する施設である拘置所を増設し、あるいはそもそも不必要な勾留を減らす措置を最優先の課題とすべきであり、留置施設を増設は行うべきではない。また当面の措置として、既存の大規模留置施設を拘置所に転換するための努力を行うべきである（以上につき当連合会2006年3月16日付「未決拘禁法案（刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案）についての日弁連の意見」を参照されたい。（<http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/060316.html>））。

なお、既存の留置施設で保護室が整備されていない施設について、当面の措置として保護室を整備することは必要である。

治安関係施設等の整備（36頁）

事案の真相究明に必要な取調べ環境を確保するため、警察署や検察庁等の取調べ室の改修等の所要の体制整備を着実に推進するとともに、被保護者の問題性に応じた専門的な処遇機能を伸張し、再犯防止及び社会復帰促進の強化を図るため、更生保護施設の人的・物的基盤の強化を推進する。また、更生保護施設に対する地域社会からの一層の理解・協力の獲得を促進するとともに、運営主体の参入促進方策について検討する。さらに、刑務所を始めとした矯正施設・宿舍の整備を図り、被収容者処遇の適正化を図る。

取調べ室の改修に当たっては、取調べ全過程の録画を行う機材を備え、弁護人の立会いを可能とするスペースを確保すべきである。

更生保護施設の人的物的基盤の強化に当たっては、抜本的な予算増を求める。

ただし、運営主体の参入促進に当たっては、更生保護を担う事業者という観点から慎重な検討が必要であり、あくまで自立更生促進センターの全国化という基本的方向を見失うべきではない。

警察の情報基盤の強化（36頁）

情報の機密性・完全性・可用性を確保しつつ、情報管理システムの信頼性の向上等を図ることにより、犯罪の検挙等に必要な警察の情報基盤を強化する。

行動計画案は、情報の機密性を確保するとしている。

しかし、警察は捜査に関係しない情報、捜査に係る情報でも捜査終了後の情報についても情報公開に対して極めて消極的である。警察の活動が国民の権利に大きな影響を与えるところからすると、いたずらに情報の機密性を強調するのではなく、現に捜査中の捜査に関連する情報等を除き積極的に情報公開を行うべきである。

各種調査研究等の実施（37頁）

犯罪者を生まない社会の構築のため、家庭環境と犯罪との関係についての調査研究、犯罪報道が犯罪に与える影響についての調査研究、少年問題に関する共同研究、来日外国人少年の非行防止対策に関する調査研究、無差別殺傷事件の社会的背景等に関する調査研究等を実施するとともに、安全で安心な社会を実現するため、競争的資金等を活用し、危険物検知のためのセンサー技術に関する研究開発等を推進する。また、依然として厳しい治安情勢に的確に対応するとともに、行政の一層の高度化を図るため、諸外国の治安情勢、法制度等に関する海外調査研究を推進する。

犯罪者の改善更生に資する方策の調査研究に対しても海外調査を含め積極的に行うべき

である。

2 犯罪の追跡可能性の確保、証拠収集方法の拡充

犯罪の痕跡の確実な記録と迅速かつ的確な犯罪捜査への協力確保（37頁）

犯罪の痕跡が確実に記録されるようATM・コンビニエンスストア等に設置される防犯カメラ映像や携帯電話の通話履歴の保存期間の延長、固定電話の通話履歴中の架電先電話番号の明示、自動販売機への防犯カメラの設置等の措置について、電気通信事業者、金融機関等の事業者にも更なる理解を求め、捜査への協力を確保する。また、捜査に不可欠な情報をより迅速かつ的確に収集することができるよう、捜査関係事項照会等への迅速かつ的確な対応を促す。

店舗内などにおける肖像にもプライバシー権の保障が及ぶことに鑑み、店舗内などの防犯カメラ等の設置方法、そこで取得した映像の警察等への提供の方法、保管期間などについても、その防犯上の効果や必要性についての実証的な検討も行いながら適切な法的規制を行うことをより具体的に記載するべきである。

例えば、行動計画案は、「犯罪の痕跡が確実に記録されるようATM・コンビニエンスストア等に設置される防犯カメラ映像や携帯電話の通話履歴の保存期間の延長」について事業者にも協力を求めるとする。しかし、「防犯カメラ」映像等はそれぞれの事業者の私的な目的のために保存されているものであり、捜査等の観点から保存期間の延長を要請することは、それらの個人情報の目的外利用につながるものであり、プライバシー権保護や通信の秘密の観点から慎重な検討を望ましくない。

行動計画案は、自動販売機への「防犯カメラ」の設置を事業者にも求めるとする。

この点、自動販売機に設置される防犯カメラが自動販売機に対する犯罪対策として設置されるのであれば別論として、公道や公園などの公共の場所を撮影する「防犯カメラ」であるとすれば、第1の2項と同様の規制を検討すべきである。

さらに、行動計画案は、「捜査関係事項照会等への迅速かつ的確な対応を促す」としている。しかし、捜査関係事項照会等は捜査のために必要がある場合にのみなし得るものであり、かつ、照会を受けた事業者としてはプライバシー等との衡量の上情報提供をどうかを決しなくてはならない。

よって、捜査関係事項照会等に当たっては、書面により具体的に捜査上の必要性が明らかとされるべきであるし、事業者側において検討のために時間を要する場合もあることに配慮した対応を行うべきである。

国民からの情報提供の促進（37頁）

広く国民から重要凶悪犯罪の被疑者検挙に資する情報の提供を受けるため、捜査特

別報奨金制度を一層活用するなど、有効な方策について検討する。

行動計画案は、捜査特別報奨金制度の一層の活用を検討している。

しかし、警察における捜査報償費等について不適正な支出がなされていると思われる事例も少なくなく、捜査特別報奨金制度の一層の活用を行うについてはその支出状況について積極的な情報公開が求められる。

自動車ナンバー自動読取システムの一層の整備活用（38頁）

盗難自動車の発見や自動車を利用した重要犯罪の捜査に高い効果を発揮する自動車ナンバー自動読取システムの整備活用を一層推進するとともに、手配車両以外の車両が捜査の対象とされないようにするため、ナンバープレートの盗難に遭った被害者からナンバープレートの再交付申請がなされた場合には同一の登録番号の交付を行わないよう適切に対応する。

行動計画案は、「自動車ナンバー自動読取システムの整備活用を一層推進する」としている。

しかし、同システムは個人の行動履歴を把握することにより個人の私生活の状況を明らかにし得るものであり、プライバシー権の重大な侵害を引き起こしかねない。しかるに、同システムについては実態がほとんど明らかとされておらず、人権保障の観点から極めて問題である。

自動車ナンバー自動読取システムの運用に当たっては、システムの内容の情報を公開した上で、その撮影部位、撮影データの保管期間などについて、プライバシー権ないし自己情報コントロール権との関係で適切な規制を行うべきである。

客観的な証拠の収集方法の整備強化（38頁）

DNA型データベースの拡充、DNA型鑑定資機材の整備、DNA型鑑定に係る人材育成等を着実に推進する。また、通信傍受、DNA型鑑定等の捜査手法の適正かつ効果的な運用に努めるとともに、より効果的な活用に向けた方策について検討する。

現在、警察庁が運用するDNA型情報データベース・システムは、プライバシー権ないし自己情報コントロール権を侵害することがないように、規則ではなく法律によって、構築・運用されるべきである。よって、国家公安委員会規則第15号は廃止されるべきである。この法律を制定するに当たっては、DNA型情報が「個人の究極のプライバシー」であることに鑑み、採取・登録対象・保管・利用・抹消・品質保証・監督・救済機関について定めるべきである。その具体的内容については、当連合会の「警察庁DNA型データベース

・システムに関する意見書」(2007年12月21日)

(<http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/071221.html>)を参照されたい。

また、行動計画案は、通信傍受のより効果的な活用に向けた方策について検討している。

通信傍受法については、当連合会はその成立に強く反対し、成立後にも「今回成立した組織的犯罪対策三法の運用に当たっては、国会での審議状況をも踏まえて、国民の人権がいささかも侵害されないよう慎重なうえにも慎重な運用を強く求めるとともに、その運用を厳しく監視していくものである。」(1999年8月12日付「組織的犯罪対策三法成立に関する会長声明」)(http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/statement/1999_16.html)との意見を述べている。通信傍受については現実には薬物犯罪の末端使用者の摘発が主たる目的となっており、その捜査上の必要性も疑わしく、通信の秘密及びプライバシー権を重大に侵害し、傍受対象者に対しては事前の令状の提示がなく、憲法38条の定める令状主義にも反しかねないものである。むしろ通信傍受法についてはその要否を含めて再検討こそがなされるべきである。

犯罪捜査活動の密行性の強化(38頁)

捜査用車両を使用した犯罪捜査活動の密行性を確保するための方策について検討する。

行動計画案は、「捜査用車両を使用した犯罪捜査活動の密行性を確保するための方策について検討する」としている。

「捜査用車両を使用した犯罪捜査活動の密行性」がどのような措置を意味するのか、明確でない。

警察は捜査に関係しない情報、捜査に関係する情報でも捜査終了後の情報についても情報公開に対して極めて消極的である。警察の活動が国民の権利に大きな影響を与えるところからすると、いたずらに情報の機密性を強調するのではなく、現に捜査中の捜査に関連する情報等を除きもっと積極的に情報公開を行うべきである。

死因究明体制の強化(38頁)

死体取扱数の増加に対応するため、的確な検視の実施に資する人員の増強、施設・資機材の整備、死亡時画像病理診断の積極的活用、医師の死体検案に対する意識・能力の向上を推進するとともに、解剖医・解剖施設の充実、大学医学部の法医学講座等との連携促進、監察医制度の更なる活用等死因究明体制を強化するための方策について検討する。

拘禁施設における死因が不明な死亡事案については、全件検死を行い拘禁施設から独立した立場で死因調査を行う透明性の高い制度を確立すべきである（前記『刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案』についての日弁連の意見）

（http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/2005_18.html）参照）

科学捜査力の充実・強化（38頁）

より効率的な犯罪捜査のため、科学捜査に係る組織体制の整備、鑑識・鑑定資機材及び情報技術解析用資機材の整備・高度化を推進するとともに、画像の高度解析技術等先進的な科学技術の犯罪捜査への活用を一層推進する。また、新たな通信手段に対応した逆探知技術や通信傍受技術について研究開発を推進するとともに、携帯電話等の電子機器等を解析する能力の強化、解析に関する高度な技術を身に付けた第一線職員の育成、国内外関係機関・民間企業との連携等デジタルフォレンジックに係る取組を強化する。さらに、被疑者三次元顔画像データベースの整備について検討する。

行動計画案は、被疑者三次元顔画像データベースの整備について検討するとしている。

この点、三次元顔画像データベースが監視カメラシステムと組み合わせられた場合、当該「被疑者」とされた者の行動を24時間不断に監視することになりかねず、また、「被疑者」以外の者の三次元顔画像データベースが作成されないという保障もない現状では、市民のプライバシー権保障の上で重大な問題を生じかねない。現状で、このようなシステムの導入をすることには反対である。

3 裁判への的確な対応（39頁）

裁判員裁判への的確な対応

自白の任意性の効果的かつ効率的な立証のため、警察捜査における取調べ状況の一部録音・録画の試行を実施する。また、「分かりやすい立証」の観点から、供述調書を含む各種捜査書類作成要領の検討・作成、公判廷における警察官の証言技術・能力の向上のための教育等を推進する。

（1）本行動計画案では、「自白の任意性の効果的かつ効率的な立証のため、警察捜査における取調べ状況の一部録音・録画の試行を実施する」とされているが、一部録画・録音で自白の任意性立証などなし得ないことは、これまで当連合会が繰り返し申し述べてきたとおりである。すなわち、一部録画・録音では録画・録音されていない部分の状況が明らかとならず、かえって取調べ過程全体の印象を誤らせるおそれのあること、及び、現在実施されているレビュー方式ないし読み聞かせ・レビュー方式の録画は、取調べの最終段階で読み聞かせや自白に至った経緯等を確認する場面を録画したものにすぎず、

暴行・脅迫・利益誘導等により抵抗する気力を失った被疑者に有効に機能しないことは明白で、これでは自白の任意性を立証するどころか、違法取調べの存在を隠蔽することにしかならないのである。

(2) 取調べの適正化を図り、かつ、誤判を防止するためには、結局のところ、取調べの全面可視化(録画)を実現するしかない。本行動計画案では、「分かりやすい立証」の観点から、供述調書を含む各種捜査関係書類作成要領の検討・作成、公判廷における警察官の証言技術・能力の向上のための教育等を推進するとされているが、一部可視化の下でかかる取組をしたところで意味はなく、逆に違法取調べを追認し、冤罪を生み出すことにつながりかねない。

(3) かように、本行動計画案では国民の刑事司法に対する信頼に応えるのは困難で、かえって国民の刑事司法に対する不信を招きかねない。当連合会が強く求めてきた取調べの全過程の録画こそが自白の任意性の効果的かつ効率的な立証のために必要不可欠であり、これなくして国民が刑事裁判に参加する裁判員裁判の成功は覚束ない。ひいては、犯罪に強い社会も実現し得ない。

2008年10月31日に公表された国際人権(自由権)規約委員会による総括所見は、日本政府に対して、代用監獄制度の廃止、取調べの全過程の録画、取調べの時間制限、取調べへの弁護人の立会い、起訴前保釈、捜査証拠開示などを求めている。裁判員制度の実施を控え、このような刑事司法における人権保障に関する制度的な改革こそが急務であり、人権保障なくして犯罪に強い社会の実現もあり得ないことを最後に強く指摘しておきたい。

以 上